

介護保険施設・事業所開設者様

富山県厚生部高齢福祉課長

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

日頃から、本県の高齢者福祉施策等の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月・5月に介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（旧3加算）、並びに6月以降に介護職員等処遇改善加算（新加算）を算定される場合は、各指定権者へ「介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書」をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要書類を下記により提出してください。

記

1 提出書類

(1) 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書[別紙様式2]

※同一法人内の事業所数が10以下の事業者は[別紙様式6]を用いて提出することが可能です。

※令和6年3月時点で加算未算定であり、令和6年6月以降、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する事業所は[別紙様式7]を用いて提出することが可能です。

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書[別紙2]及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表[別紙1-1, 1-2又は1-1-2, 1-2-2]

※旧3加算の区分変更に係る届出書と新加算に係る届出書の様式が異なりますので、ご注意ください。

2 提出先

県（保険者所管サービスがある場合、各保険者にご提出ください）

3 提出期限及び提出方法

○ 令和6年4月・5月に旧3加算、6月以降に新加算を算定する場合

(1) 提出期限

令和6年4月15日（月）【必着】

(2) 提出方法 ①又は② ※法人単位で提出してください。

① 郵送

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

県高齢福祉課施設・居宅サービス係 宛て

② 電子申請

回答フォーム URL : <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=j4FQdQkk>

○ 令和6年度の途中から算定する場合

加算算定開始月の前々月の末日（例：7月1日から算定する場合は5月末日）

4 留意事項

○ 令和6年6月から新加算を算定するにあたり、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書[別紙2]及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表[別紙1-1-2, 1-2-2]を提出される場合の提出期限は、居宅系サービスの場合は5月15日、施設系サービスについては6月1日となります。

※ただし、計画書と同時に提出することも可能です。